

改正

平成18年5月8日告示第43号

平成22年3月1日告示第8号

平成25年6月1日告示第32号の4

平成28年3月31日告示第34号

平成29年3月27日告示第11号

令和元年11月27日告示第21号

令和2年3月31日告示第49号

令和4年3月28日告示第12号

上天草市建設工事低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札又は指名競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とせず、予定価格の制限の範囲を下回る最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査)

第2条 市長は、前条に規定する契約において一般競争入札又は指名競争入札を行った場合において、最低価格入札者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象となる工事（以下「調査対象工事」という。）は、設計金額が1億5千万円以上の建設工事とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める建設工事を調査対象工事とすることができる。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査を行うときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった設計金額の直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）及び一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）の合計額とする。ただし、その額が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額（円未満切捨て）を超える場合にあっては予定価格の10分の9.2を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（円未満切捨て）に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を乗じて得た額（円未満切捨て）を調査基準価格とすることができる。

（入札の執行）

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」を宣し、施行令第167条の13において準用する施行令第167条の10第1項において、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

（契約審査委員会の設置）

第6条 前条の規定により、審査の必要が生じた場合には、契約審査委員会を設置するものとする。

2 契約審査委員会は、指名委員会の委員をもって充てるものとする。

3 契約審査委員会の事務は、契約担当課が行うものとする。

（判定基準価格）

第7条 予定価格算出の基礎となった設計金額の直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額（円未満切捨て）、現場管理費に10分の8を乗じて得た額（円未満切捨て）及び一般管理費の額に10分の3.5を乗じて得た額（円未満切捨て）の合計額（以下「判定基準価格」という。）を下回る価格による入札を行った者については、一律に失格とする。

（調査及び検討）

第8条 契約担当課長は、調査基準価格を下回る価格による入札を行った者（判定基準価格を下回る価格による入札を行った者を除く。）のうち、最も低い価格による入札を行ったもの（以下「最低価格入札者」という。）について、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる事項により、最低価格入札者からの事

情聴取等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由（入札価格の内訳書を徴する。）
- (2) 契約対象工事箇所と関連する手持ち工事の状況及び事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (3) 手持ち資材及び手持ち機械の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 就労者の具体的供給見通し
- (6) 過去に施工した公共工事名
- (7) 経営内容
- (8) 経営状況（取引金融機関、保証会社等に照会する。）
- (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況
その他の信用状況
- (10) その他必要な事項

2 契約担当課長は、前項の事情聴取等の調査に係る結果を総合的に勘案し、契約の内容に適合した履行がなされると認められるか否かを検討し、当該調査の結果及び契約の内容に適合した履行がなされると認められるか否かの意見を上天草市建設工事低入札価格調査結果報告書（別記様式）により契約審査委員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（契約審査委員会の審査）

第9条 契約審査委員会は、前条第2項の規定により意見を求められたときは、審査を行うものとする。この場合において、審査の結果は、委員の過半の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

（契約審査委員会の審査結果に基づく落札者の決定等）

第10条 市長は、前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に落札とした旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（判定基準価格を下回る価格による入札を行った者を除く。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。
- (2) 前号の規定により次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者

としない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をそれぞれするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

- 3 前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回る価格による入札を行った者であるときは、第8条及び第9条の規定を準用する。

(監督体制の強化等)

第11条 第8条第1項（前条第3項において準用する場合を含む。）の調査の対象者が落札したときは、次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 設計担当課長は、共通仕様書に基づく施工計画書を提出させるに際して、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行う。
- (2) 当該工事の監督員は、設計図書に基づく検査等を実施するに当たっては、入念に行う。
- (3) 当該工事の監督員は、あらかじめ提出された施工計画書の工事工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を請負業者から詳細に聴取する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大矢野町建設工事低入札価格調査実施要領（平成12年大矢野町告示第49号）又は松島町低入札価格調査委員会規程（平成10年松島町規程第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年5月8日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月1日告示第8号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日告示第32号の4）

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第34号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第11号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月27日告示第21号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和元年12月1日から施行する。

（上天草市建設工事低入札価格調査実施要領運用基準の廃止）

- 2 上天草市建設工事低入札価格調査実施要領運用基準（平成16年上天草市告示第93号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要領による改正後の上天草市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日告示第49号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第12号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領による改正後の第4条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

契約審査委員会会長 様

総務部監理課長

上天草市建設工事低入札価格調査結果報告書

下記工事について、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく低入札価格調査を実施した結果について次のとおり報告します。

工 事 名		
入 札 日		
最低価格入札者	業者名 所在地	
最低入札価格		
調 査 結 果	調査日時	
	調査場所	
	聴取者	契約担当課 設計担当課
	相手方	
	(調査の方法及び内容) 調査方法	
	内 容	
調査の結果及び 意見		